

三愛会社友会会則

(名称)

第 1 条 本会は「三愛会社友会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、三愛会会員会社（以下「会員会社」という）に勤務した者が、三愛精神にのっとり集まり、より実り多い人生とすべく、かつての勤務先・職種・役職位の枠を越えて相互に親睦を深めるとともに、いっそうの研鑽を積んでいくことを目的とする。

(会員の資格)

第 3 条 本会の会員は、会員会社に常勤した者で、次の各号のうちいずれかに該当する者とする。
会員証は発行しないが、希望者には三愛会社友会バッジを頒布（有料）する。

- (1) 定年退職者または役員退任者。
- (2) 会社を勤続20年以上で円満に退職した者
- (3) 前各号のいずれにも該当しないが、本会への入会を希望する者で、会員2名の推薦があり、理事会が承認した者。

(準会員の資格)

第 4 条 本会は準会員制度を設ける。

第3条の会員が故人となった場合、その配偶者からの申し出により、配偶者は準会員としての資格を得る。

準会員は第12条に定める事業の受益者として、会員と同等に扱われる。

(事務局)

第 5 条 本会の事務局を三愛会（東京都中央区銀座8-13-1）内に置き、その事務の一部を三愛会に委託する。

(理事会)

第 6 条 本会の円滑な運営を図るため、理事会を設ける。

理事会は本会の運営にかかわる重要事項を決定する。

(理事会の構成および役割)

第 7 条 理事会は次の役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

役員の役割は下記のとおりとする。役員には交通費等は支給しない。

- (1) 会長（1名）
 - ① 会長は理事会にて選任し、三愛会会長が承認する。
 - ② 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに総会・理事会の議長を務める。
- (2) 副会長（若干名）
 - ① 会長が指名した者が就任する。
 - ② 副会長は会長に支障ある場合はその任務を代行する。

③ 副会長は編集委員会およびサークルリーダー会の長を兼務する。

(3) 理事（7名）

① 会長が委嘱した者。

② 理事は本会の運営にかかわる事項を審議・実施する。

(4) 監事（2名）

① 会長が委嘱した者。

② 監事は本会の会計を監査し、その結果を理事会・総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は総会当日から下記年限が到来する総会までの期間とする。

欠員が生じた場合は補充することができるが、任期は前任者の残任期とする。

会長～就任時より3年 再任は妨げない 再々任はなし

副会長～就任時より3年 再任は妨げない 再々任はなし

理事～就任時より3年 再任はなし

監事～就任時より3年 再任はなし

(審議会)

第9条 本会の円滑な運営を図るため、審議会を設ける。

審議会は、会長、副会長、理事、監事、サークルリーダー、編集委員長をもって構成する。

審議会は理事会からの諮問された事項、または会員および事務局から提議された事項について具体案を審議・決定する。

(1) 本会運営上の諸課題の審議。

(2) 全体行事開催計画の立案ならびに運営。

(3) サークル新設・廃止の承認。

(4) 各サークルの年間活動計画の承認と活動状況の把握。

(5) 会則の改定。

(6) その他、本会の運営に関すること。

(編集委員会)

第10条 会員への広報活動のために編集委員会を設置する。

編集委員会は次の委員で構成し、役割は下記のとおりとする。編集委員には交通費を実費支給する。

(1) 発行責任者（1名）

① 副会長の中から互選で就任する。

② 発行責任者は「社友会だより」の発行など広報活動を統括する。

(2) 編集長（1名）

① 理事会が委嘱した者が就任する。

② 編集長は「社友会だより」の発行などの実務を統括する。

(3) 編集委員（若干名）

① 理事会が委嘱した者が就任する。

② 編集委員は実務を担当する。

(4) 編集委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(サークルリーダー会)

第 11 条 本会のサークル活動を円滑に進めるためにサークルリーダー会を設置し、随時開催する。
サークルリーダーは各サークルで選出し、任期は設けない。交通費等は支給しない。
サークルの新設・廃止、年間行事計画の立案と審議。

(事業)

第 12 条 本会の目的を達成するために下記の事業・サービスを行う。

(1) 各種行事の開催

① 総会・懇親会

年 1 回 4 月に定時総会を開催し、活動状況および決算等を報告する。

(2) ビアパーティーの開催

長寿祝賀・新会員歓迎および会員相互の懇親を深めるため開催する。

(3) サークル活動の運営

共通の趣味を持つ者同士が、サークルリーダーのもと、自主的に各種イベントを企画
・運営する。

(4) 広報物の発行

機関紙を含む広報物を発行する。

(5) 会員に対する慶弔

慶弔は、準会員を除く会員を対象とする。ただし、死亡弔慰を除き、入会后 5 年経過した会員を対象とする。

① 長寿祝い金（下記満年齢に達する月に贈呈。申請不要）

・喜寿（満 77 歳）～ 10,000 円

・米寿（満 88 歳）～ 10,000 円

② 叙勲・授章祝い金（要申請）

・叙勲・授章の場合 ～ 10,000 円

② 死亡弔慰（要事前連絡）

・会員 ～（事前連絡あり）供花 15,000 円相当、弔電
（事後連絡） 弔慰金 10,000 円

・配偶者 ～ 弔電

(6) その他本会の目的達成に必要な事業

(退会)

第 13 条 (1) 会員・準会員が死亡したとき、または退会の申し出があったときは退会とする。
(2) 退会の場合、それまでに納入された入会金、会費については返却しないものとする。
(3) 退会の申し出がなく、指定の期日までに会費未納の者は、1 か月経過後自然退会とする。
ただし再入会希望があった場合は、未納分会費の納入により資格回復するものとする。
(4) 本会の名誉を損じたと理事会が判断した会員に対しては、退会を勧告するものとする。

(運営経費)

第 14 条 本会の運営経費は、会員等の入会金・会費、およびその他の収入をもってこれに当てる。

(1) 会員の場合

・入会金(全員) 3,000 円

・年度会費 3,000 円

ただし、年度半ばを経過した時点（7月以降）で入会した年度会員の会費は、当年度は半額（1,500円）とする。

(2) 準会員の場合

・入会金～不要

・年度準会費～2,000 円

ただし、当年度の年会費は不要。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(会則の改正)

第16条 本会会則の改正に当たっては、理事会の同意を要し、会長が決定し、総会に報告する。

付 則

1. 施行日	1975年4月1日
2. 改定日	1977年11月25日
3. 改定日	1986年4月1日
4. 改定日	1986年11月2日
5. 改定日	1994年7月11日
6. 改定日	1996年6月11日
7. 改定日	1997年4月1日
8. 改定日	1999年4月1日
9. 改定日	2001年1月1日
10. 改定日	2002年4月1日
11. 改定日	2003年4月1日
12. 改定日	2004年4月1日
13. 改定日	2005年9月1日
14. 改定日	2010年12月16日
15. 改定日	2011年12月16日
16. 改定日	2013年3月19日
17. 改定日	2014年3月20日
18. 改定日	2015年3月30日
19. 改定日	2016年3月15日
制定者	三愛会社友会会長